

総務常任委員会

平成26年12月15日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成26年12月15日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 員	景 山 岩三郎	議 員	米 本 弥一郎
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（２０名）

副市長	加瀬寿一
行政改革推進課長	加瀬正彦
企画政策課長	伊藤浩
税務課長	佐藤一則
会計管理者	赤松正
監査委員局長	田杭平三

秘書広報課長	飯島茂
総務課長	堀江通洋
財政課長	林清明
市民生活課長	伊藤正男
消防長	佐藤清和
その他担当員	９名

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男
副主幹	榎澤茂

事務局次長	高安一範
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここに来て、朝晩だいぶ冷え込んできましたので、委員の皆さんにおかれましては、健康管理に十分留意されまして、審査のほどお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員、米本弥一郎議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします議案は、7議案でございます。

内訳は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、最後に、議案第12号、専決処分の承認について、これは平成26年度旭市一般会計補正予算でございます。以上の7議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するように努めてまいります。何とぞ、全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

して、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世）　ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての7議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明）　議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、財政課からは本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。

なお、主なものの内容につきましては、担当課よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、議案第1号の人件費について補足説明申し上げます。

補正予算書の28ページをお願いいたします。

給与費明細書です。今回の補正は、給与改定の影響額について補正を行うものであります。初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に合わせて期末手当の支給率を改正することによるものです。補正後と補正前を比較しますと、期末手当が154万9,000円の増、共済費4万1,000円の増となります。合計で159万円の増となります。

続いて、29ページをご覧ください。

一般職についてでございます。款ごとの人件費の組み替えを行ったものです。まず、補正後と補正前を比較しますと、職員数が2名の減、給料が2,051万7,000円の減でございます。職員手当等が2,973万4,000円の増、共済費が921万7,000円の減となり、合計額の補正はございません。

次の、30ページをご覧ください。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額はマイナス2,051万7,000円、うち増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は、963万6,000円の増となります。これは、人事院勧告に基づき給料表を平均しまして0.3%引き上げ、改正を行うことによるものです。その他の増減分ですが、3,015万3,000円の減となります。この内容は、退職等のいわゆる新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うもので、育児休業や休職の欠員による減額も含んでおります。

次に、職員手当等の増額分2,973万4,000円は、制度改正に伴う増減分は4,013万2,000円の増となります。その内訳については、通勤手当の増額分の297万2,000円は、支給額の改正によるものです。

続いて、時間外勤務手当の88万円の増、休日勤務手当の3万1,000円の増、期末手当の237万6,000円の増については、手当の計算の基礎となる給料月額が、給料表の改正により増額となることによる影響額でございます。

次の、勤勉手当の増額分の3,383万1,000円は、人事院勧告に基づき12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げ、勤勉手当の基礎となる給料月額が、給料表改正により増額となることによる影響額を含んでおります。

次の、夜間手当の4万2,000円の増額についても、給料表改正による影響によるものです。

また、その他の増減分は1,039万8,000円の減でありまして、これは、人事異動、育児休業、休職等による減額分で、それぞれ期末手当が738万8,000円の減、勤勉手当が301万円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号、第3号、第4号、第5号の4議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 開会日の議案の補足説明と重複するところがございますが、議案第2号から第5号まで、一括して補足説明させていただきます。

まず、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の給与改定に併せて改正するものでありまして、第1条につきましては、平成26年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の205から100分の220に改め、100分の15引き上げ、年間支給率を100分の395から100分の410にするものでございます。

第2条については、平成27年度以降の期末手当の支給率を、6月期においては100分の190から100分の197.5に改め、12月期においては100分の220から100分の212.5に改め、期末手当の年間支給率を100分の410とするものでございます。

附則の第1項は、施行期日を定めるものでございます。第2項は、第1項で定める施行期日が、10月期の期末手当の基準日であります12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末手当の適用日を平成26年12月1日とするものです。第3項は、本年12月期の期末手当について、12月10日の支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

議案第3号について補足説明を行います。

議案第3号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案につきましては、議案第2号と同様に改正するものでございます。

続きまして、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改正するものでありまして、第1条で平成26年度の改正を、第2条で平成27年度の改正をしております。また、第3条、第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、人事院勧告に伴い、これも所要の改正を行うものでございます。

それでは、第1条からご説明いたします。

第1条でございますが、第27条第2項の改正は、平成26年12月期の勤勉手当の支給率を、1号では一般職の職員を100分の67.5から100分の82.5とし、100分の15引き上げ、2号で再

任用職員にあつては、100分の32.5から100分の37.5とし、100分の5引き上げるものでございます。

附則の第13項は、勤勉手当支給率の変更による55歳以上で7級職員の1.5%の給与減額に対応する勤勉手当支給率の算出率の変更をするものでございます。

別表1の給料表につきましては、国と同様に給料表を改正するもので、若年層に重点を置いて引き上げ改正を行うもので、給料表全体の平均改定率は0.3%となります。

また、別表2の改正は通勤手当でありまして、区分に応じて70円から3,060円までの幅で引き上げを行うものです。旭市の職員の該当は、ほとんどが70円の引き上げとなります。

第2条でございますが、第27条第2項の改正は、平成27年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、6月期、12月期とも100分の75に改め、再任用職員にあつては100分の35に改めるものであります。これにより期末手当と勤勉手当の合計は、年間で一般職にあつては100分の395から100分の410となり、再任用職員にあつては100分の210から100分の215となります。

第3条については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、特定任期付職員の給与の特例に関する第7条第1項の給料表の改正と、平成26年12月期の期末手当の支給率を100分の15引き上げ、年間支給率を100分の295から100分の310とするものでございます。

第4条については、平成27年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、6月期、12月期においてはそれぞれ100分の155とし、年間の支給率を100分の310とするものです。

附則の第1項は、施行期日を定めるものでございます。第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末勤勉手当に係る部分について、適用日を平成26年12月1日とするもので、第3項は、本年12月期の期末勤勉手当について、12月10日の支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号、第3号、第4号、第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ただいまの第2号から第5号までは同じような案件ということで、一括して説明があったわけでございますが、これは人事院勧告による給料改正なわけでござい

して、職員につきましてはこれは生活給ですから、人事院勧告に従ってやるのはこれはやむを得ないと思いますが、ただこの議員を含めた特別職ですか、これは今の説明ですと、一般職の給料改正に合わせて改正ということでございますが、この特別職は人事院勧告になぜ合わせなければならないのか、そしてまた、特別職につきましては報酬審議会がありますね、こういう中ではどういうふうになったのか、まずその辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 2点ほどご質問に対して、まず1点目の、特別職については職員と違って生活給じゃないのに、なぜ人事院勧告に基づいて行うかというご質問ですが、それについては、国には特別職の職員の給与に関する法律というものがございます。内閣総理大臣とか、そういう特別職についても期末手当という率がやっぱり改正をされております。

旭市においては、申し訳ないんですが、全国的なものなんですが、こういう人事院の勧告がございましたら、特別職、議員の期末手当については準じて、倣って、近隣と均衡を保つというのが給料報酬の理念でございますので、以前からそういう全国的な風潮でございます、倣って近隣と合わせてやっているというのが現状でございます。

それと、もう1点、報酬審議会がございます。最近では全然記憶はございませんが、記憶によりますと、報酬審議会議員の報酬、特別職の報酬、期末手当については該当はしないのかなと思っております。給料を改正するときには、議員の場合には、議員発議で行う前に報酬審議会にかけて、それで議員発議をしていただくというような段取りになっていると思います。

ちょっとお待ちください。旭市特別職報酬等審議会条例がございまして、旭市議会議員の議員報酬の額、または市長もしくは副市長の給料の額について審議するため審議会を設置することになっておりますので、議員であつたら報酬、議長の報酬、副議長の報酬、議員の報酬、これが該当いたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） では、高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、そうしますと、このボーナスは報酬にはならないということなんですか。

それと、また、旭市は農業を基幹産業としているわけですね。そういう中で基幹品目は米なんです。その米、今年は9,000円を割っていまして、昨年から見ますと1俵当たり3,000円

以上安い。旭市、水田面積が約4,000町歩ある中で、12億円の減収なんですよ。

その減収だけならまだしも、今度は、結局はアベノミクス云々の中でかなり資材が上がって、農家はもうダブルパンチ、そういう中で果たして職員はともかく、議員を含めた執行サイドですか、果たしてこれを理解が得られるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 実際に職員の人事院勧告というのは、平成26年4月1日時点で行います。調査を行って、千葉県の中に該当する企業というのはどのくらい、旭市に該当する企業はどのくらいあるのか調査をしてございませんが、あくまでも4月1日の調査で改定を行う。この米の収穫時期というのは9月、そういうことで、高橋委員のおっしゃる議員特別職の期末手当を世間の情勢を見ながら、いいじゃないのか、理解が得られるのかというご質問に対しては、ちょっと私も何とも言えませんが、あくまでも人事院勧告というのは4月1日の時点で行っているものでございます。

ちょっと高橋委員の質問に対しては、慣例で今までずっと来ているもので、それ以上のお答えはちょっとできません。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 人事院勧告と特別職、これは全然次元が違うでしょう。先ほど、4月1日に人事院が出したと、それとはまた違うわけですよ。ですから、そんな中で、あえてこの時期に出す必要があるのか、それが一般住民に理解が得られるのか、その辺、副市長がいまから、副市長にお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうから、私も該当者ということでお答えさせていただきます。

この特別職、議員の報酬、そしてこういう期末手当、これまでも私のつたない経験、そして外の情勢等々を見まして、今までも、先ほど総務課長が説明したのと同じになろうかと思いますが、一般職の職員の改定に合わせて、こういう率の改定、上がるとき、下がるとき、基本的に昔はほぼ上がりっ放しで下がるときはなかったんですが、下がる時代もこういう部分は、率の改定は同じにやってきました。

基本的に議員の報酬と特別職の報酬のあり方、そしてこういう率は、常に同じ体制で動き

たい、動いてきましたし、これはそのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほどの議長のほうからお話がありました米のお話、十分我々ももちろん知らないわけではありません。ここにも農家をやっている方、それから関係者、旭市は農業の市でございます。これは十分理解しながら、例えばそのときに、じゃ率じゃなくて報酬も考えるか、ここまでの判断ができれば、それはそれで一つの決断かと思います。ただ、この率の問題については、これでご理解いただけると私は思って、市長提案とさせていただいております。あとは、議員のご判断にお任せしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号、第3号、第4号、第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議でご説明申し上げたとおりでありまして、改めて補足説明はございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
林晴道委員。

○委員（林 晴道） 市営住宅なんですけれども、建物、解体をしていくということだったんですが、その解体費用は幾らぐらいを見込んでいるのか、それから解体した後の土地の跡地利用、何か計画があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） まず最初に、解体費用ですが、当初予算で実は見込んでおりまして、両方合わせて528万円を見込んでいます。それから、跡地についてですが、どちらの住宅につきましてもまだ残っておりますので、ある程度まとまった形で空き地ができれば売ることを考えていきたい、そのように考えております。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 旭市の市営住宅なんですけれども、今現在の入居率はどのぐらいがあって、今後、壊して新しく市営住宅を新築で建てる予定があるのか、また随時、入居が少ない

から壊していくのか、その辺のところが分かりましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、入居の状況ですが、詳しい数字は持っておりませんが、9割を超えているかなと思っております。

それから、新しく建てる予定があるかということですが、現時点ではありません。と申しますのは、雇用促進住宅を手に入れたという経緯もありますので、基本的に戸数は足りているのかなという思いもあります。

ただ、今、双葉団地と神西住宅を政策空き家ということで新たに入れないことにしておりますので、そこがある程度片がつくといいますか、きれいになったときにもう一度考えるのかなと、そんな予定でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第12号、専決処分の承認については、本会議でご説明申し上げたとおりであります。改めて補足説明することはございません。

○委員長（向後悦世） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、旭駅バリアフリー施設整備事業について報告させていただきます。

現在、旭駅で行われておりますエレベーターにつきまして、9月の総務常任委員会におきまして、進捗状況について説明させていただきました。先般、J R東日本株式会社千葉支社から連絡がありまして、竣工予定がスケジュールより早まるとの報告がありました。このことによりまして、12月26日金曜日からエレベーターの供用が開始されるということになりました。

以上で、バリアフリー整備事業についての説明を終わりにいたします。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、せっかくの機会でございますので、病院関係の担当の方がおられますので、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、平成25年度の病院の決算、8億円からの利益を出しているわけでございますが、内容的には、何といたしますか、退職手当の積立金ですか、これらがなくなったからそういう利

益が出たと思うんですが、そういう中で、旭中央病院の実質の収支、それを除いた実質の収支はどうなっているのか、まずお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 実質収支ということで、中身の詳細については病院の職員が経理課、おりませんので、私のほうからは分からないということで、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 決算、予算については、精査して議会に出すということになっているわけでしょう。そういう中で、私ども分からないというのは、あまりに無責任じゃないですか。

○委員長（向後悦世） じゃ、ちょっと休憩。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。決算の資料等を持ち込んでおりませんので、数字についてはご容赦いただきたいと思いますが増えるべきはずの利益が出ていないじゃないかという趣旨だと思うんですが、それについては特別損金を見込んだという説明をいただいております。

以上です。

○委員長（向後悦世） それでいいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○委員長（向後悦世） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 退職手当の関係ですけれども、仮定の話として、もしなかったら赤じゃないかということなんだろうと思いますが、少なくとも市から繰り出した分につきましては、退職給付積立金として、普通の営業収支の外に出しておりますので、その分は差し引いて考えなければいけないのかなと思いますが、それ以外の部分でもまだもしかすると、仮定の話ではありますが、若干の赤はあったのかもしれないということだろうと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 約8億円の利益が出ていますよ。しかしながら、中身を見ますと、市から繰り出した分があるでしょう、6億何ぼ。それから、退職組合ですか、あそこへ積みなくていいのが約10億円ですね。そうすると、18億円くらい平成26年度は出さなくていい金がある。そうすると、実質10億円の赤字なんですよ。

それで、先ほど特別損失という話が出ましたが、ざっくりで結構ですよ、どういうものがあるのか、また今度は、恐らく市にも中期計画等ある中で、中央病院の結局収支計画はどうなっているのか、ざっくりで結構ですよ、その辺まずお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、中期計画での見込みということについては、今ちょっと分からないので、ご容赦いただきたいと思いますが、特別損失の件につきましては、建て替え等に伴う除却損、そういったものがいわゆる償却資産の中での除却損がここ数年、額が多くなっているというふうに聞いております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ここ数年と言いますが、これは単年度でやっているわけでしょう、そういうことないわけですよ。それから、何といいますか、中期計画が分からなければ分からなくていいです、ここでは。ただし、中期計画は市が受け取っているのか、それから市で中央病院を見ているセクションはどこにあるのか、法的にどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ただいまの中期計画については、少なくとも財政課には来ていないので、どこの課も受け取っていないんだろうなと思います。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 中央病院につきましては、こちら側では全体、中央病院の業務を管理、指導する部署は、こちら側にはございません。

この前もちょっと全協で申し上げたんですが、中央病院、公営企業全適の組織になっております。そこには地方公営企業法で定められた事業管理者がおりまして、全ての業務を代表いたしております。ということで、こちらからは、法律上の権限も持っています。ある程度市長の権限を除いた部分、全て権限を持っている管理者がおりますので、それを越える部分はこちらには置かない、置くと屋上屋とはちょっと話が違いかも分かりませんが、何も権限がない人間をポストとして作ってしまう、それはできないということで、置いてございません。

管理部門につきましても、その事業管理者の下に、あちらの事務室がいわゆる管理部門、病院そのものも管理する、そんな形態で来ております。場所によって、例えば船橋市だとか、大きな組織ですと、幾つか病院を持っていまして、そこで市のほうに病院局なりそんな形で置いております。その病院局のトップは、事業管理者イコールの方を置いている、そんな形が普通の形かとは思いますが、旭市の状況は、今そういう状況だということでお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） たしか公営企業法では一部なっていると、今、副市長が説明した一部は、話はなっていると。しかしながら、議会に議案を提出する、決算書を出すときは精査することになっているでしょう。なっている中で、なぜ置かないのか、まるっきりあれでしょう、丸投げなんで、極端に言えば、市がまるっきり手を出せないから丸投げ、そういう中で今度は、独法という話がありますね。そういう独法の中で、だいたい話は進んでいると思いますよ、この間の話を聞きますと。

それで、今、独法の問題について、ただ事務的に独法にしますよと、そういう県との話ですね。独法にしますよと、どういうふうにしたらいいですか、それだけの事務的な話なのか、それとも旭市の中央病院の将来を見据えた中でどうするのかを、独法を含めた中でしているのか、それから今年実質10億円の赤字が出ているわけですね。そんな中で、中央病院がなぜ業務手当、これは骨折った分を出すのならいいですよ。それをボーナスというように一律で出すのは、市がどれだけ関与しているのか。

それから、もう実質10億円の赤字が出ていますね。そんな中で旭市の患者は3割なんですよ。旭市がなぜ7割のよその市町村の面倒を見ていかなければならないのか、その辺をお尋ねします。あとは、もうそれ以上は聞きません、聞いても同じです。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 私の答えられる範囲で答えたいと思います。

まず、冒頭ありました独法の関係ですが、あくまで事務的というより、この間本会議場で、これは管理者の立場からの思いもございました。とにかく、将来に向かって、その方向性がよければ、まだ最終判断で次に定款なり何なりを提案してという形に進んでいくとは思いますが、将来を見据えてということでやっております。これは、ただ事務的にぼんと投げちゃう、そういうこと、そんな理解はございません。

それと、経営状況、赤字、黒字の話ですが、これは経営形態、例えば独法にしたら赤字がなくなるだとか、バラ色だとか、全くそんなことは思っておりません。経営そのものは、形態を変えれば経営そのものが変わる、そんな形には考えておりません。経営は経営でそれなりに、いろいろ形態があっても、こういう経営のあり方は常に考えていかなければならないものだと思っております。今の形態であれば、例えば赤字体質がどうなるだとか、それはまた議論が違うかなと私は思っております。

ご意見いろいろございましょうが、それとはまた一つは違う問題。

また、独法の話にもう一回戻って申し訳ありませんが、とにかく医師だけでなく看護師も大変な状況になっているということを、このところ常に病院側からの報告も受けております。どうにかしなくちゃ、病院も真摯に考えております。管理者のほうもそうでございます。

市としましても、とにかくいい方向へと考えまして動いている、そんな状況です。

業務手当についても、経営がよければという話ですか、すみません、細かいことを分かりません。その部分についても、こちらには、あくまでも事業管理者の判断でやってもらっております。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 病院、市民3割でございます。実際、ここまで歴代事業管理者といいですか、病院長から皆さん頑張ってきて、大変大きな全国に誇れる、世界に誇れる病院にな

ってきました。それで、結果的に大きいものになっております。

旭市、6万8,000人口の一般会計で320億円のところで背負えるかという、実際、これは人によってはナンセンスと言われることもありますし、ただ、どんな形でも大事にして背負っていかなくちゃしょうがない、そういうふうに思っています。

答えになっておりません。失礼します。

○委員長（向後悦世） それでは、ほかに所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありますしたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 時間もないので手短に、この後質問ある方もあるようで、手短に答弁をお願いします。

本会議において、企画政策課長から3億円、4億円という誤った答弁がありましたが、これはどういうことを示しているんですか。何が入っているの、この中に、大ざっぱで、短くていいですよ。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） すみませんでした。全体的に、例えば移行に係る内部の電算システムとかそれから財務会計、そういったものの一連のものが含まれております。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） コンサルへの委託料といたら、まだ分からないと言ったんですが、コンサルの委託料はこの中には見ていないんですか、見ていない。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） それで、あと、当然この独法化に伴う費用は、これは病院じゃなくて市で持つんですよね。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） その辺について、これから病院側とも精査しながら、合理的な支出の仕方ということを基本に話し合っていきたいと思っております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ということは、公営企業で持つか市で持つか、まだ決まっていないんですか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） ああ、そうですか、分かりました。

それと、じゃ続いて、国土強靱化計画ですが、これ、県のほうから何か指導みたいなのはあるんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 県の指導というのは特にございません。国の国土強靱化計画に沿った地方の国土強靱化という形での制度を作っておりますので……。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ということは、こういうのを作って国・県とかにいちいち報告しなくても、市独自で作っていいということですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 閉会日の終わった段階で、国土強靱化に対する今骨子ができましたので報告させていただくんですが、最終的には国土強靱化の地域のモデル指定になりました。なったことによって、計画が策定、終わった段階では公表するということになっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それと、じゃ最後に、公園のこと、市役所の庁舎の位置が無効になりそうという話、そうじゃないんですが、その場合に、まだ皆さんが説明を受けていませんが、当然公園の用地が減ったら減った分、新たに公園用地を買って、用地を取得して公園を造らせられるんでしょう、そのところをお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まだ仮定なんですけど、文化の杜公園に決定したわけじゃございませんけれども、市民会議、それからそういう検討委員会の中で一番いいだろうという結果が、答申というより市長に意見書が出ております。

そういう中で、県・国とも今協議している段階です。それで、その減った部分については、もし文化の杜公園に新庁舎を建てるなら、ここの場所を公園として認めてもらえませんか、そういうものの事前協議をしております。決定したら本格的に入るつもりですが、公園というのは、今、都市計画公園部分には、1人当たり10平米という見直しも国のほうではしているようですが、それについては、こういう緑の多いところ、都会、いろいろ考えがございましょうが、法律では1人当たり10平米という基準がございます。旭市の場合、今9.6かそこ

らでございます。そこで、法律的なものも指導もございますので、どういうふうに減らないようにしたらいいかの協議をしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、私は、これ以上公園は必要ないと思うんですが、心配するのは、公園をせっかく造って減らした分、指導で新たに求めなさいと言われる危険性もあるわけでしょう、それを心配しているんですよ。皆さんが1億5,000万円返せって、それしか言いませんが、新たに買ったら同じことなんです。新たに庁舎を買うと同じなんです。新たに土地を買わされて、そこに公園を造らせられる、そこまでのことを想定しなければいけないでしょう、そういうことはあり得るでしょう、大体なるでしょう、普通にいったらなっちゃうでしょう。

だから、それを説明しないと、ただ公園があるから、土地が取得費かからない、そうじゃないじゃないですか。新たに公園を買うんでしょう、その分、潰した分。せっかく造った公園を、補助金を返し返し庁舎にして、新たにまた土地を、これ以上公園はいりませんよ、いらないけれども、買いなさいと言われてたら買わなければしょうがないでしょう、国の指導があった場合。それが、そういうことを説明して庁舎の建設とかを図らないと、皆さん方が知っていて議員ら誰も知らないと思ったら、やっぱりいろんなところからあるから、こういう危険性もあるんですよということを言ってくれないと、ほとんどの議員は知りませんよ、それ。そこをちゃんと言って、理解を得た上で進めないとまずいと思います。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 実際に木内委員のおっしゃるとおり、国の指導、県の指導というのは、やっぱり減った分は求めなさい。ただ、市としては、求めることについてはしないように、この場所でできないかという協議を何回も繰り返しております。そういうことで、今の時点ではそういう努力をしているところです。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 努力をしているということも説明しないと、でも、確率からいったら買わせられる確率は高いんだということをよく知って、努力はしますよと、これ以上いらないと努力しても、買いなさいと言われてれば買わなければいけないんですから、そこはそういう可能性が7割か8割あるでしょうということでしょう。

○委員長（向後悦世） それでは、ほかに所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 税金の徴収の状況についてお伺いしたいんですが、まず旭市国民健康保険事業、これで本年度の第1回の定例会で同僚議員が質疑をしているんですけども、平成26年度当初予算の収納見込み率につきましては、滞納処分強化の成果が若干出ている中、上乘せを見込みまして、現年度分、全体で89.2%といたしました。

その後、現状がどのようなところになっているのかお伺いしたいのと、あと、その徴収率の向上に対して、全庁的な取り組みで各課管理職による現年度滞納分の臨戸徴収を実施する、そのようなところの具体的な状況をちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国民健康保険ですけれども、平成26年度で率の改定を行いまして、11月末現在の状況なんですけれども、現年度につきましてはやはり若干その影響がありまして、対前年同月比、11月末現在で、現年度分でマイナス0.62%ということになっています。

それで、あと滞納繰越分、要するに古い分の税金なんですけど、こちらは逆に、昨年11月末より2.1%の増ということになっておりまして、現年、滞納繰り越し、合わせまして、昨年と比べまして1.86%の増ということになっておりますので、これから3月それから5月末までに、国保の現年度分のマイナスをプラスに持っていくというのが大きな課題となっております。

それから、徴収率の向上のために全庁的なものというようなことなんですけれども、こちらにつきましては、何年か前までいろいろと全庁的に時期を決めまして、管理職2名を1組に、大体20組ぐらいで期間を決めまして、1組20から30軒ほどの臨戸徴収という形をとっております。

全庁的にやるというものにつきましてはそれぐらいだったんですけども、現在、そういう計画をやればということであるんですが、課の方針としましても、やはり税金を納めてくれる方は大体96%、現年の分はいるんですけども、その方たちは自ら納めると。残りの4%に対して出向くというようなことで、ぜいたくを言っていられないんですが、ある面で、その辺でそういう労力を費やすというのが平等ではないということもありますし、今、ここ3年間ずっと徴収が若干上がってきているんですが、皆さん、税務課の趣旨が浸透してきま

して、取りにきてもらいたいという方はそれほどおりません。そんな中で、直接、支所なり本庁のほうへ出向いてきていただいております。

そんな状況ですので、あらゆる全庁的なものがほかにあれば、これからやっていかなければならないんですけども、現状はそういう状況になっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） じゃ、現在は臨戸徴収を管理職の方はされていないということだと思うんですが、なぜそれをやめてしまったのか、もうちょっと具体的に聞きたいのと、今までやっていたところの実績が余りよくなかったのかどうか、回って徴収に応じてもらったりだとか、それがあつた程度形になって出るところが少なかったのかとか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 具体的に申しますと、今委員がおっしゃったとおりなんですけれども、実際に出向いて、10軒歩いた中でお家の方がいるというのが2軒程度なんかです。それで、あと、子どもさんの税金だとか、そういう形もありますので、本人に会えるという確率も非常に少ない。

それで、その場でお金をいただけるというのも本当にまれだということで、行く方の人件費を考えるとというようなこともどうかとは思いますが、実際に効率的ではないということで、これは全国的にといいますか、県内的にも臨戸徴収というのは、昔はやっておりましたけれども、そうじゃなくて、自主納付という形の徴収方法が今定着しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 報告がおくれてまして、すみません。

前回の総務常任委員会の席で太陽光発電、道の駅の関係でお答えしたいと思います。

本会議の席上の中で、私のほうでは、太陽光発電をしないというような質問に対して答弁をいたしました。その積算につきまして、内容ということでよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 内容というか、あれじゃないの、太陽光発電は設置しないという旨の答弁だったので、それを……

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 結局、委員長報告というか、委員長におおむね理解してほしいということで話が合ったわけですよ。それを委員会全員に、委員長だけじゃなくて、委員会全体に同じことを言っていただければということです。

○企画政策課長（伊藤 浩） 議場でお答えしたように、道の駅では設置をしないという、準備委員会の委員の意見もお伺いした中で、市長のほうと協議させていただいて、そのような結果になりました。

以上です。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告で、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） せっかくですので、副市長、総務課長、どちらでもいいけれども、職場内でパワーハラスメントとかセクシュアルハラスメントというのは、今のところはどんな状況ですか、ないんでしょう。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今の、一応聞いてはおりませんけれども、あくまでも今、そういうものに重点を置いて、人事考課とか、上の者が下の評価をしたり、下の方が話しやすいような雰囲気作りをするためにサポーター、要するに新人を見るサポーター制度を作ったり、そういうことでやっているんですけれども、あと、パワハラとかそういうものについては、今のところ総務課のほうには聞こえてきておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 来年の春には新規の職員も入ってまいります。今までというより、私らのころはそんなになかったんですが、いじめに遭った世代、いじめをした世代がどんどん今社会人になっていますので、そのまま何か職場へ持ち込んじゃうというようなことも、よその市ではあると聞いておりますので、せっかく新入職員が入ってくるんですから、そういったことで途中でやめたり、そういうことのないように十分監督、指導、注意をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） それでは、ほかに所管事項の報告で、お聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(向後悦世) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時21分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世